

4月からダンボールなどの古紙の出し方が変わっています

市では、ごみの減量とリサイクルの推進のため、燃やすごみの収集日に「ごみ集積所」に出された指定専用袋に入っていない（ひもなどで縛ってある）ダンボールなどの古紙の回収を4月から取りやめています。

古紙をごみとして出さざるを得ない場合は、「燃やすごみ」であるという意思表示をしていただくため、指定専用袋に入れていただくようお願いしています。

どうすればリサイクルできるの？

古紙は、次の①～③のいずれかの方法で出してください。資源物として回収されます。

- ① 自治会や子ども会、PTAなどで資源回収をされる地域があります。（回収された資源は、売り払われ、団体の活動資金となります。市から団体に奨励金も交付しています。）
- ② ①の活動がなく、市に要望された地域は、市が回収を行っています。（該当する地域には、下図のプレートが集積場所に掲示してあります。）
- ③ スーパーやドラッグストアなどの店舗に資源回収ボックスが設置されています。



※①～③のいずれも、古紙を市の指定袋には入れないでください。

ダンボール、新聞などの古紙

ごみとして出す



指定袋に入れる



ごみ集積所へ

資源として出す



指定袋に入れない



① 集団回収へ

② 古紙・衣類の集積所へ

③ 店舗回収へ

資源として活用できるものは、燃やすごみには出さず、できる限り生かして、ごみの減量につなげていきましょう。